

寒川町学校給食費の管理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

寒川町教育委員会  
教育長 大川 勝 徳

## 寒川町教育委員会規則第2号

### 寒川町学校給食費の管理に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、寒川町が実施する学校給食に係る学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費の徴収、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 町立小中学校に在学する児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者
- (4) 教職員等 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 町立小中学校に勤務する教職員

イ 学校給食の配膳業務に従事する職員（配膳業務を委託している場合における当該業務を受託している者に雇用されている者を含む。）

ウ 学校給食主管課の職員のうち学校給食に係る事務を担当する職員

エ 試食会の参加者その他の臨時に学校給食の喫食を希望し、これを認められた者

#### (学校給食費の負担)

第3条 学校給食費は、保護者及び教職員等（以下「学校給食費負担者」という。）がこれを負担する。

(学校給食費の額)

第4条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 町立小学校において実施される学校給食に係る額 日額 280円
- (2) 町立中学校において実施される学校給食に係る額 日額 350円

(アレルギー等による学校給食の停止等)

第5条 教育長は、保護者からの申出により、児童又は生徒におけるアレルギーその他の事情を勘案し適当と認めるときは、児童又は生徒に対し、学校給食として提供する牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止することができる。

2 前項の規定により牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止された場合における学校給食費の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 牛乳を停止されている場合 日額 前条第1号又は第2号からそれぞれ60円を控除して得た額
- (2) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合 日額 60円

(学校給食費の概算払)

第6条 学校給食費負担者（第2条第4号エに該当する者は除く。）から徴収する学校給食費の額は概算払によるものとし、その額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 町立小学校において実施される学校給食に係る額 月額 4,700円
- (2) 町立中学校において実施される学校給食に係る額 月額 5,800円

2 前条第1項の規定により牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止された場合における概算により徴収する学校給食費の額は、前項の規定にかかわらず、概算払によるものとし、その額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 牛乳を停止されている場合における町立小学校において実施される学校給食に係る額 月額 3,700円

(2) 牛乳を停止されている場合における町立中学校において実施される学校給食に係る額 月額 4,820円

(3) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合における町立小学校において実施される学校給食に係る額 月額 1,000円

(4) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合における町立中学校において実施される学校給食に係る額 月額 980円

(学校給食費の納付方法)

第7条 学校給食費負担者（第2条第4号エに該当する者は除く。）は、前条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項各号の規定による月額を、5月から翌年3月までの各末日までに口座振替の方法により納付するものとする。ただし、学校給食費負担者から児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条の規定による学校給食費等の費用の支払の申出があったときはこの限りでない。

2 学校給食費負担者（第2条第4号エに該当する者は除く。）が前項の規定による納付ができないと認められる場合における学校給食費の納付方法は、前条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項各号の規定による月額を、5月から翌年3月までの各末日までに納入通知書により納付するものとする。

3 前2項に規定する各末日が次に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

4 学校給食費負担者（第2条第4号エに該当する者に限る。）は、学校給食を喫食した日数に第4条各号に規定する日額を乗じて得た額を、納入通知書により指定された日までに納付するものとする。

(学校給食費の精算)

第8条 教育長は、前条第1項及び第2項の規定により徴収した学校給食費（以下「概算払額」という。）について、一の年度を通じた喫食日数に応じて精算を行う。

2 前項の精算は、次に掲げる月において行う。

(1) 3月（中学校第3学年に限り2月）

(2) 年度の途中において転出その他の理由により実施する学校給食を受けなくなった場合におけるその理由が発生した日の属する月

3 学校給食費の精算は、概算払額と一の年度を通じた喫食日数に第4条第1号若しくは第2号又は第5条第2項第1号若しくは第2号に規定する日額を乗じて得た額（以下「実食額」という。）において行うものとする。

4 前項の精算を行った場合において、概算払額が実食額に満たないときは当該不足する額を徴収し、概算払額が実食額を超えるときは当該超過した額を還付するものとする。

（学校給食費の減免）

第9条 教育長は、学校給食費負担者が次の各号に該当すると認めるときは、当該各号に掲げる期間において、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(1) 火災、風水害、地震その他これらに類する災害により学校給食費の支払いが困難であるとき 災日の属する月から一定期間の間 免除

(2) その他教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要とする額 減額

（過誤納金の取扱い）

第10条 教育長は、納付された学校給食費に過納又は誤納があったときは、その過誤納額を学校給食費負担者に還付又は未納の学校給食費に充当するものとする。

（督促）

第11条 教育長は、納期限までに納付されなかった給食費について、地方自治法第231条の3の規定に基づき、学校給食費負担者に対して督促を行うものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(学校給食費の額等の特例)

2 第4条及び第6条の規定の適用については、当分の間、第4条第1号中「280円」とあるのは「255円」と、同条第2号中「350円」とあるのは「315円」と、第6条第1項第1号中「4,700円」とあるのは「4,300円」と、同項第2号中「5,800円」とあるのは「5,200円」と、同条第2項第1号中「3,700円」とあるのは「3,300円」と、同項第2号中「4,820円」とあるのは「4,220円」とする。

(令和5年度における学校給食費の納付方法の特例)

3 令和5年度における町立中学校において実施する学校給食に係る第7条の適用については、同条第1項及び第2項中「5月」とあるのは「9月」とする。